

横浜市スポーツ医科学センター「スポーツ教室」会則

制 定：平成15年4月1日

最近改正：令和4年2月16日

(本会則について)

第1条 本会則によって定める条項は、横浜市スポーツ医科学センター（以下「センター」という。）の各種スポーツ教室（以下「本教室」という。）に適用されるものです。

2 会員は、本教室に参加する都度、本教室において提供される情報、注意事項などを確認するものとします。また、本会則の全ての記載内容について同意することにより、会員は本教室に参加することができます。

3 会員または会員になろうとする者が未成年の場合、会員の法定代理人の同意を得たうえで、本教室に参加するものとします。

(運営・管理)

第2条 本教室の管理運営は、センターの指定管理者である公益財団法人横浜市スポーツ協会が行うものとします。

(本会則等の変更)

第3条 センターは、センターが必要と判断する場合、あらかじめ会員に通知することなく本会則を変更できるものとします。

2 会員は、センターが修正後の本会則をセンターが運営するホームページに掲載するか、またはその他の方法により会員に修正後の本会則を伝達した後に本教室に参加し続けた場合、修正後の本会則に同意したこととします。会員が、修正後の本会則に同意しない場合は、会員資格を失効し、本教室の参加を継続することはできません。

(目的)

第4条 本教室はスポーツ版人間ドック（以下「SPS」という。）受診後の健康の維持増進、スポーツ活動の普及振興に寄与することを目的とします。

(会員資格条件)

第5条 会員は、本教室の目的を理解し、以下の各項の全てに該当する方とします。

(1) 本会則及び選手規約、施設利用規則それぞれを遵守することに同意する方。

(2) SPSを1年毎に受診し、運動の禁忌となる疾病がないと診断された方。

(3) 疾病に伴う症状や感染症のおそれにより、医師から運動することを禁止または制限されていない方。

(4) 本教室の入会資格審査手続きにより、入会承認を得た方。

(5) 未成年者で、法定代理人の同意を得た方。

2 16歳以上の会員はSPSを1年ごとに切れ間なく受診しなければなりません。ただし、15歳以下の会員についてはその限りではありません。（法定代理人の確認をもって健康状態を確認します。）

(入会手続き)

第6条 本教室に入会を希望する方は、総合受付にて所定の入会申込手続きを行い、入会承認を得なければなりません。

2 センターは入会を希望する方を第5条における会員資格条件に則り、入会承認の判断を行います。

(会員の区分)

第7条 本教室の会員の区分は次のとおりとします。

幼児コース・・・体操は年少以下から年中年長の方、プールは年少から未就学児の方（プールはオムツ着用不可）

児童コース・・・小学校1年生から中学校3年生までの方

成人コース・・・16歳以上の方

水泳・体操選手コース・・・指導員による能力審査で認められた方

(会費及びその他費用)

第8条 会費及びその他費用については次のとおりとします。

(1) 参加費

会員区分	週1回	週2回	週3回
児童・幼児・成人コース	6,320 円/月	10,500 円/月	14,670 円/月
水泳・体操選手コース	15,740 円/月		

(2) その他費用

会員区分	保険料	休会費	復帰費	事務手数料
児童・幼児・成人コース	1,000 円/年	500 円 /1コース /1ヶ月	500 円 /1件	500 円 /1コース /1ヶ月
水泳選手コース				
体操選手コース	中学生以下：1,450 円/年 高校生以上：1,850 円/年			

(参加回数・制限)

第9条 通常教室において、会員1名あたりの参加申込は週3回までを上限とします。ただし、選手コース在籍者においては選手コースに加え週2回までを上限とします。

2 選手コースを除き、各教室は曜日毎に月4回を基準回数として実施します。基準回数に満たない月は、1回を1,580円として減額した参加費を納入していただきます。

(参加費の支払)

第10条 本会則第8条で定める参加費は、会員指定の口座からの自動引落としとします。(原則毎月3日。祝・休日の場合は翌営業日【金融機関の指示による】)

2 会員は預金口座振込依頼書を速やかに記入し、銀行届け印を捺印後、各月15日(15日が休館日の場合はその前日)までに提出しなければなりません。登録口座の変更も同様とします。

3 新規入会手続きの際には、入会月と翌月分の2ヶ月分の参加費と保険料を現金でお支払いいただきます。ただし、各月の手続き期限である15日(15日が休館日の場合はその前日)を過ぎて入会する場合は、入会月残り参加分と2ヶ月分の参加費を現金でお支払いいただきます。なお、参加費は会員により指定された口座から引き落としが可能になるまで、総合受付にて現金でお支払いいただきます。

4 参加費の支払いを確認できなかった場合、翌月に2ヶ月分まとめて引落としとします。その際にセンターから会員へ連絡はいたしません。

5 残高不足等で度重なる不備が出た場合、本会則第16条に則り会員資格の失効又は一時停止とする場合があります。

6 3ヶ月間参加費の支払いが確認できなかった場合、本会則第16条に則り会員資格を失効とし、滞納している3ヶ月分については総合受付にて、現金で全額支払わなければなりません。

7 センターは会員が提出した退会届の承認をもって、参加費の引落としを解除し、口座情報を削除することとします。

(その他費用の負担)

第11条 次の費用は参加費とは別に会員の自己負担とします。

- (1) 通常教室以外に開催される事業参加にかかる費用(短期教室、イベント等)
- (2) 選手登録などにかかる費用(各都道府県、各競技団体への登録など)
- (3) 合宿などにかかる費用(宿泊費・交通費・食事代・保険料など)
- (4) 競技会などにかかる費用(大会参加費・宿泊費・交通費・食事代・保険料・ユニフォーム代など)
- (5) センター以外での練習等、活動にかかる費用
- (6) その他、会員が練習に使用するもの

(費用の返還及び繰越)

第 12 条 お支払いいただいた参加費及び諸費用はいかなる場合でも会員都合による返還及び参加費の繰越はいたしません。また、本会則第 16 条に則り会員資格を失効又は一時停止された場合であっても同様とします。

(退会・休会及び復帰・コース変更及び追加・削減・昇級)

第 13 条 会員が自己都合により退会・休会・休会からの復帰・コース変更を行う場合は、それぞれ期限内にセンター所定の手続きを行わなければなりません。また、昇級においても速やかに手続きを行わなければならないものとします。これらの手続きは全て総合受付にて書面による手続を行うものとし、原則として電話での手続はできません。

2 退会をする場合、在籍最終月の 1 日から 15 日（15 日が休館日の場合はその前日。）までにセンターで所定の書式により総合受付にて退会を届け出るものとします。センターでの退会届の承認をもって、退会手続きの完了とします。

3 休会及び復帰・コース変更及び追加・削減を行う場合、該当月の前月 1 日から 15 日（15 日が休館の場合はその前日）までにセンターで所定の書式により総合受付にて手続を行い、本会則第 8 条に則った諸費用（休会費、復帰費、事務手数料等）を支払うものとします。

4 休会は参加コースごとに原則として 3 ヶ月まで、4 ヶ月目の休会は退会とします。

5 会員都合により 15 日以降に各種手続を行った場合、引き落とされた参加費は本会則第 12 条に則り、いかなる場合でも返還・会費の繰越はいたしません。

6 教室における昇級テスト合格後、センター所定の書式により原則 1 週間以内に、総合受付にて級の変更、コース変更を届け出なければなりません。昇級によるコース変更には事務手数料が発生しないものとします。

(教室に関しての通知)

第 14 条 臨時休講等、教室に関連する諸連絡については、『マチコミ』メール及びセンターの運営するホームページで通知するものとし、会員自ら確認しなければなりません。これにより、全ての会員はその通知を受けたものとみなします。ただし、重要事項に関する通知は個別に通知を行います。

2 「マチコミ」への未登録、年度更新手続き未完了やセンターの運営するホームページの情報未確認により会員が受けた被害に対してセンターは一切責任を負いません。ただし、センターに瑕疵または重大な過失があった場合には、この限りではありません。

(登録情報の変更)

第 15 条 会員は、入会申込記載事項の住所及び電話番号等に変更が生じた場合、速やかにセンターへ規定の変更届をもって届け出なければなりません。

2 センターより会員へ連絡・通知する場合は、会員から届け出のあった最新の連絡先宛に行い、センターは連絡・通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格の失効等)

第 16 条 センターは会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員資格の失効、または一時停止をすることがあります。

- (1) 本会則及び施設利用規則等で定める諸規則に違反した場合。
- (2) 本教室の名誉と信用を著しく傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (3) 本教室の会員としてふさわしくない行為をした場合。
- (4) 参加費等の支払いを怠った場合。
- (5) センターの施設を故意に破損した場合。
- (6) 第 5 条の各号のいずれかに該当しなくなった場合、または第 5 条の規定を詐称した入会が判明した場合。
- (7) 前各号の他、センターが本教室の会員としてふさわしくないと認めた場合。
- (8) 会員が死亡した場合。
- (9) 退会した場合。

(会員証【IDカード】)

第18条 本教室はすべての会員に対し、会員証(IDカード)を交付します。

- 2 会員証(IDカード)は記名された方以外は使用することはできません。
- 3 会員証(IDカード)は第三者への譲渡・貸与はできません。
- 4 会員証(IDカード)を紛失または破損した場合、センターで所定の再発行手続きを申請するものとします。(有料)

(会員資格及び保険の有効期限)

第19条 会員資格及び保険は年度毎に有効期間が設定されるものとし、入会日から当該年度末の3月31日まで有効なものとなります。

- 2 会員資格を継続する場合はセンターの指示に従い、定められた期間内に所定の手続きを行っていただきます。センターが定める更新期限内に手続きを行わなかった場合には、あらかじめ会員に通知することなく会員資格を喪失します。

(会員の事故)

第20条 センターは会員がセンター施設の利用中に生じた盗難、傷害、自損等の人的物的事故について一切の責任を負いません。ただし、センターに瑕疵または重大な過失があった場合には、この限りではありません。

- 2 会員は本教室の参加に際し、自己またはその構成員の責に帰すべき事由により、本教室会員または第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

(会員の健康管理)

第21条 会員本人、または会員が未成年の場合はその保護者の責任において健康管理をするものとし、疾病に伴う症状や感染症の恐れにより、医師から運動すること禁止または制限された場合には、教室の参加をお断りまたは制限いたします。

(取材・撮影)

第22条 スポーツの振興やスポーツ医科学の研究として取材や撮影が入ることに同意しない場合、写りこまないよう教室の内容を一部変更するものとします。

(施設の利用)

第23条 会員は施設利用に際しては、必ず会員証(IDカード)を携帯し、必要に応じて職員等に掲示しなければなりません。

- 2 本教室内では、職員等の指示に従っていただきます。複数回にわたって職員等からの注意を無視した場合は本会則第16条に則り、会員資格を失効または一時停止とします。
- 3 会員は教室実施時間を越えて、所定の手続きなく施設を利用することはできません。

(施設の利用制限・休館)

第24条 センターは天災、法令の制定・改廃、行政指導、社会・経営情勢の著しい変化、施設の点検、補修、改造等施設の管理運営等、その他やむを得ない事由が発生した場合、施設の利用を制限及び臨時休館日を設けます。

- 2 この場合、会員はセンターに対し、補償等何らかの請求及び異議申し立てをすることができません。

(個人情報の保護)

第25条 本教室における個人情報の取扱いは、「横浜市スポーツ医科学センターにおける個人情報の取扱いについて」を遵守して、適正に行います。

附 則

この会則は令和4年4月1日に施行します。ただし、令和4年度の入会及び継続手続きから適用します。